

投資委員会布告第 8/2565 号「投資奨励政策および基準」および投資委員会布告第 9/2565 号「国家の発展にとって重要な産業への投資奨励措置」に引き続き、

技術およびイノベーションの研究開発への投資をサポートする地域開発、並びに産業界と教育機関と研究機関の継続的な連携を推進するため、投資委員会は、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条、第 18 条、第 31/1 条、および第 35 条の権限に基づき、以下のように発布する。

第 1 項 下記の地域を投資委員会が同意した科学技術パークに指定し、その地域を投資奨励対象地区とする。

1.1 サイエンスパーク

- (1) タイランド・サイエンスパーク、タムボン・クロンヌン、クロンルアン郡、パトゥムターニー県
- (2) 北部サイエンスパーク (チェンマイ県) タムボン・メーヒ ャ ムアンチェンマイ郡、チェンマイ県
- (3) 東北部サイエンスパーク (コーンケン県) タムボン・ナイ ムアン、ムアンコーンケン郡、コーンケン県
- (4) 南部サイエンスパーク (ソンクラ県) タムボン・トゥン ヤイ、ハートヤイ郡、ソンクラ県

1.2 スペースクリノベーションパーク (Space Krenovation Park : SKP)

スペースクリノベーションパーク、タムボン・トゥンスクラ、シラチャ郡、チョンブリー県

1.3 フードイノポリス (Food Innopolis)

- (1) フードイノポリス (Food Innopolis) 、タイランド・サイ エンスパーク、タムボン・クロンヌン、クロンルアン郡、パ トゥムターニー県
- (2) チュラーロンコーン大学
マハーワシルンヒド棟およびマハーマグッド棟、理学部
チュラロンコン大学、パトゥムワン区、バンコク
- (3) カセサート大学
- 科学イノベーションセンター棟、理学部、カセサート大学
バーンケーンキャンパス、クウェーン・ラードヤーウ、
チャトゥチャック区、バンコク

- アモーンブームラッタナ棟、食料品開発研究所、クウェーン・ラードヤーウ、チャトゥチャック区、バンコク
- 食品化学研究棟、チャルムプラキアットキャンパス、タムボン・チェンクルア、ムアンサコンナコーン郡、サコンナコーン県

(4) コーンケーン大学

- 東北部科学パーク本館、タムボン・ナイムアン、ムアンコーンケーン郡、コーンケーン県

(5) チェンマイ大学

- 北部科学パーク本館、タムボン・メーヒア、ムアンチェンマイ郡、チェンマイ県

(6) マヒドン大学

- 生物学棟（新）（N 棟）およびチャルムプラキアット棟 理学部、マヒドン大学、パヤータイキャンパス、クウェーン・トゥンパヤータイ、ラッチャテーウィー区、バンコク
- バイオテクノロジー試作工場棟、理学部、マヒドン大学 タムボン・サーラーヤー、プッタモントン郡、ナコーンパトム県

(7) プリンス・オブ・ソンクラ大学

- 農業・フードイノベーション研究開発棟、農産加工 オーゴー1 棟、農産加工 オーゴー7 棟および農産加工 オーゴー8 棟、農業部、ハートヤイキャンパス、タムボン・コーホン ハートヤイ郡、ソンクラ県
- 科学パーク棟、プリンス・オブ・ソンクラ大学、タムボン・トゥンヤイ、ハートヤイ郡、ソンクラ県

(8) キングモンクット工科大学 トンブリー校

- バイオプロセス・イノベーション研究棟、バーンクンティアンキャンパス、クウェーン・ターカーム、バーンクンティアン区、バンコク

(9) タマサート大学

- 科学技術研究棟（ボーロー5 棟）5 階 B502 号室、タマサート大学、タムボン・クロンヌン、クロンルアン郡、パトゥムターニー県

(10) ナレスアン大学

- マハータマラーチャー棟 A、B および C ゾーン、ナレスアン大学、タムボン・ターポー、ムアンピサヌロック郡、ピサヌロック県
- 実験動物研究所、ナレスアン大学、タムボン・ターポー、ムアンピサヌロック郡、ピサヌロック県

- 農産物・食品加工イノベーション技術センター棟、ナレスアン大学、タムボン・ターポー、ムアンピサヌロック郡、ピサヌロック県
- ピチット工業団地内の下北部サイエンスパーク、タムボン・ノーンルム、ワチラバーラミー郡、ピチット県

(11) ワライラック大学

- イノベーション開発・技術研究棟群、ワライラック大学、タムボン・タイブリー、ターサーラー郡、ナコンシータマラート県
- 研究工業パーク、ワライラック大学、タムボン・タイブリー、ターサーラー郡、ナコンシータマラート県

(12) ウボンラーチャターニー大学

- 農家、コミュニティ企業、小中企業、およびスタートアップ能力強化センター棟、ウボンラーチャターニー大学、タムボン・ムアンシーカイ、ワーリンチャムラップ郡、ウボンラーチャターニー県
- 農産物加工パイロットプラント (Pilot Plant) 棟群、ウボンラーチャターニー大学、タムボン・ムアンシーカイ、ワーリンチャムラップ郡、ウボンラーチャターニー県

(13) キングモンクット工科大学ラートクラバン校

食品加工研究棟 2 階、農工業学部、キングモンクット工科大学、ラートクラバン校、クウェーン・ラートクラバン、ラートクラバンク区、バンコク

1.4 その他の科学技術パーク

(1) アジア工科大学院 (Asian Institute of Technology : AIT)

延床面積約 535 ライの建築エリア (種々研究所、事務所、その他の構造物) および屋外エリア、アジア工科大学院、タムボン・クローンヌン、クローンルアン郡、パトゥムターニー県

(2) タイ科学技術研究所 (Thailand Institute of Scientific and Technological Research : TISTR)

中小企業に対する応用技術移転センター棟のみ、タイ科学技術研究所、タムボン・クローンハー、クローンルアン郡、パトゥムターニー県

第2項 奨励されたまたは投資委員会が同意した科学技術パークにおける対象業種を以下のように指定する。

対象技術の開発事業

- バイオテクノロジー開発
- ナノテクノロジー開発
- 先端素材開発

一般対象事業

- バイオテクノロジー
- 電子設計
- 研究開発
- エンジニアリングデザインサービス
- 理科学実験サービス (Scientific Laboratory)
- 計測器校正サービス (Calibration)
- 職業訓練学校

なお、フードイノボリスの追加対象業種を下記のように指定する。

- 植物または動物の品種改良（バイオテクノロジー事業の範囲外の場合）
- 創造的な製品設計・開発サービス

第 3 項 第 2 項の対象事業に対し追加恩典を下記のように付与する。

- 3.1 対象技術の開発事業は、追加で法人所得税を 2 年間免除する。
- 3.2 一般対象事業は、法人所得税免除期間満了後に投資による純利益を対象とし、さらに 5 年間にわたり法人所得税を通常税率の 50%で減税する。

第 4 項 法人所得税の免除恩典を 8 年以上取得したプロジェクトの場合、第 35(1) 条に基づく法人所得税の減税恩典を付与しない。

尚、仏暦 2566 年（2023 年）1 月 3 日より有効とする。

発布日：仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日

陸軍大将 プラユット・チャンオーチャー

(プラユット・チャンオーチャー)

首相

投資委員会委員長